秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成20年 秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部を次のように改正する。 様式第11号を次のように改める。

支当する 一定以上負担区 負担区分 基準額II 基準額I 基準額I 基準額I	分	滅	額	X	
只担区プ 基準額Ⅲ 基準額Ⅱ 基準額Ⅰ 基準線末			-		
		非課税	1	警 福	基準額以7
前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未				現	生の統柄
前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳オ	で演の世帯貝		/r:	-	п
氏名			年	月	. H
該当する 一定以上負担区 負担区分 並海知用 並海知		減	額	X	
254-10 m 254-10 m	380000000000000000000000000000000000000	非課税	1	き福 神経の	基準額以 19 日 31 日
前午の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未				現()12月31日 生の続柄
前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳末	・満の世帯員				
氏名			年	月	日
該当する 一定以上負担区	分	滅	額	×	5.
負担区分 基準額Ⅲ 基準額Ⅱ 基準額Ⅰ 基準額Ⅰ	満日 基準額未満 I	非課税	1	き 福	基準額以
前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未	満の世帯員			前年の現在) 12月31日 生の続柄
前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳末	(満の世帯員)			-	
氏名			年	月	日
該当する 一定以上負担区	分	滅	額	×	: 5:
負担区分 基準額Ⅲ 基準額Ⅱ 基準額Ⅰ 基準額Ⅰ	満日 基準額未満 I	非課税	1	ど 福	基準額以
前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未	満の世帯員			前年の	0 12 月 31 F 生の続柄
前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳3	流の世帯員			301	
氏名	1000		年	月	В
	分	減	額	/ <u>1</u>	
該当する 一定以上負担区 負担区分 基準額Ⅲ 基準額Ⅱ 基準額Ⅰ 基準額Ⅰ		非課税	101	と 福	基準額以
前年の12月31日現在の世帯にいる0歳以上16歳未		タト#水1元	1	前年の)12 月 31 E
前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳末				現在	生の続柄
	河の世俗貝				

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。